

27年を経て、タイムカプセル開封！



いよいよ開封



中からは....



将来なりたい職業の絵が



続々と出できました

1979年3月卒業の旧志茂小学校6年1組、2組のタイムカプセルが、今年9月27日に発掘されましたが、12月9日（土）夜、赤羽で同窓会が開催され、皆さんで開封されました。



私は「演歌歌手」



僕は「サッカー選手」

当日は、担任の橋本、中島両先生を囲み、6年1組、2組卒業生55名のうち約半数にあたる27名の方が参加されました。

協議会サイト（ホームページ）をご覧になりましたか？

志茂まちづくり協議会のホームページが開設されましたので
どうぞご利用下さい。 <http://shimo.machikyou.net/>

事業の内容を詳しく知りたい方、土地の売却を
ご検討している方、建替えをお考えの方は下記
までご相談下さい。

事務局・問い合わせ先

北区まちづくり部 まちづくり推進課
電話 3908-9154 FAX 3908-2244
E-mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して



志茂まちづくり 協議会ニュース

第5号 平成18年12月

発行：志茂まちづくり協議会

URL：<http://shimo.machikyou.net/>

平成19年1月24日(水)

第5回志茂まちづくり協議会を開催します！

平日夜間の開催です、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

日時：1月24日(水)午後7時から8時30分頃まで

場所：志茂東ふれあい館2階A・Bホール（志茂4-44-1）

〈内容〉旧志茂小学校の暫定利用について

1月22日

第4回志茂まちづくり協議会を開催しました！

第4回志茂まちづくり協議会の開催状況



話し合いででの意見等は、裏面をご覧ください。

☆志茂まちづくり協議会で話し合われた事のあらまし☆

《防災広場に接する道路整備について》

事務局からの説明

- ・防災広場に接する道路は他の主要生活道路と同様、原則道路中心線振り分けにより、幅員6mで整備する。

皆さんからの質問

- 皆会
さ員
んの
- ・防災広場の区間が道路中心線振り分けで6m拡幅の場合、民地側で拡幅整備されなかった区間を防災広場側で一方後退すると、でこぼこ状の道路にならないか。
 - ・防災広場区間は、密集事業期間内での整備を目指すが、民地側での拡幅が可能な区間も想定されるため、防災広場側だけで全幅6mが確保出来るような道路空間を確保する。
- 事務
局

《旧志茂小学校跡地の暫定利用について》

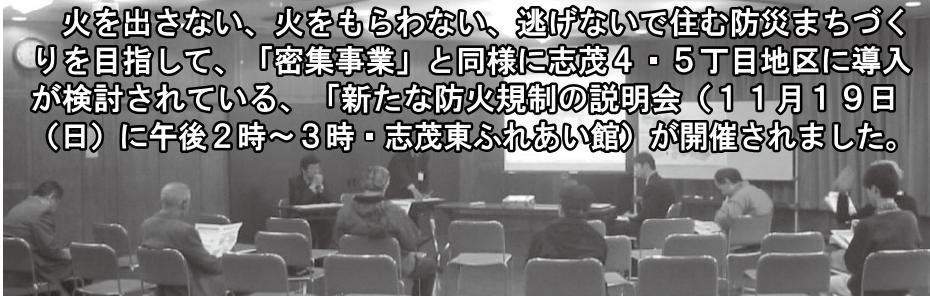
事務局からの説明

- ・旧志茂小学校跡地は、防災広場整備までの間1～2年間の暫定利用が可能。
- ・来年3月～8月は、跡地の一部を選挙用ポスター掲示板の仮置き場として利用するが、消防訓練とラジオ体操のスペースは確保できる。
- ・9月以降は、跡地全面での暫定利用が可能となる

皆さんからの意見

- 会員
の皆
さん
- ・暫定利用に関しては、校庭だけでなく体育館についても話し合いたい。
 - ・体育館の存続、除却等に関しては、区中期基本計画が出てからとなっているが、暫定利用に関しては、すぐにでも話し合いが出来ると思う。
 - ・旧志茂小学校廃校後、地元のスポーツ団体等で暫定的に管理・利用してきたが、4月以降利用出来ない状況である。除却するまでは何とか継続利用が出来ないか。
 - ・体育館の利用要望に関しては、まちづくり協議会での話し合いで、管理方法を含めて検討していく。
 - ・現在、体育館はまちづくり推進課が管理する施設となっているので、暫定利用するにしても、特定のスポーツ団体が優先的に利用することは難しい。
- 事務
局

「新たな防火規制区域」の説明会が開催されました



「新たな防火規制」とは？

目的

新たに建築される建物について、耐火性能を強化することにより、木造住宅密集地域の安全性の向上を図ります。

内容

原則、すべての建築物は準耐火建築物とし、延べ床面積が500m²を超える建築物、または4階以上の建築物は、耐火建築物としていただきます。

根拠法令

災害時に危険性が高い地域について、都市計画で定める地域地区（防火地域、準防火地域）とは別に、東京都建築安全条例に基づき、都知事が定めます。

規制区域では、原則全ての建物を準耐火建築物以上とするため、新たに木造・防火構造の建物を建築することはできません。（既存の建物は規制されません）

現在（準防火地域）

木造・防火構造建築物	延べ面積500m ² 超(又は3階以上)の場合 準耐火建築物	延べ面積1500m ² 超(又は4階以上)の場合 耐火建築物
------------	--	--

導入後（新たな防火規制区域）

準耐火建築物	延べ面積500m ² 超(又は4階以上)の場合 耐火建築物
--------	---

準耐火建築物とは？

鉄骨やコンクリートで作られた建物のことです。木造でも一定の基準を満たした建物は、準耐火建築物となります。

規制導入に伴う緩和措置について

- ・東京都では、「新たな防火規制の対象区域に指定された区域にあっては、地区的状況により建ぺい率などの緩和を行う場合もある。」としています。
- ・しかし、区としては、当地域が、狭い道路が多く、かつ、オープンスペースが不足していること、また、住宅地として、居住環境の悪化を防止する観点から、建ぺい率などの緩和は行わないと考えています。

今後の予定

19年4月 東京都知事による区域指定告示
19年6月 東京都条例施行

【詳しくは、北区ホームページをご覧ください。】